



所得税と市・県民税
申告期限は3月15日

申告受付が始まります

平成24年分の所得税の確定申告と市・県民税の申告受付を、次の日程で行います。必要な書類の準備は、もうお済みですか？ 例年、申告期限が近づくと、会場は大変混雑します。申告書は自分で書いて、早めに申告を済ませましょう。

確定申告書の作成・印刷には、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご利用いただくと便利です。

問合せ

- ▶所得税について…大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内2番)
- ▶市・県民税について…市役所課税課 (内線344～347)

～自分で書いて 早めの申告を！～

申告の受付は 市役所と出張会場で

市・県民税の申告受付を、市役所本庁舎4階大会議室と市内7か所の出張会場で行います。会場では、受付、記載（一般・収支）、税額計算の各コーナーを経て申告書を提出します。申告がスムーズに進むよう、

次の2点にご協力ください。

- ①昨年の控えを参考に自分で記入する自書申告
- ②事前に医療費領収書の計算や収支内訳書を作成

また、午前中は申告会場の混雑が予想されますので、午後のご利用をお勧めします。



所得税・消費税の確定申告 贈与税の申告	とき	2月18日(月)～3月15日(金)＜土・日を除く＞ 午前9時～午後5時 ※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください
	ところ	市民会館 3階会議室（上記期間中、税務署には申告会場を設けていません）

※株式・土地などを売られた人、青色申告の人、事業に伴う経費の算定が不明の人、新たに事業を始めた人、雑損控除を受けられる人、修正・訂正、準確定、損失関係の申告の人、初めて住宅ローン控除を受ける人は、上記会場をご利用ください

※平成24年分所得税の確定申告書を提出される人は、市・県民税の申告の必要はありません

市・県民税の申告	主会場	とき	2月18日(月)～3月15日(金)＜土・日を除く＞ 午前8時30分～午後5時
	ところ	市役所本庁舎 4階大会議室（上記期間中、課税課には申告会場を設けていません）	
出張会場	とき（時間はいずれも午前9時～午後4時）	ところ	
	2月5日(火)・6日(水)	西部研修センター 1階多目的ホール	
	2月7日(木)・8日(金)	墨俣地域事務所 1階大会議室	
	2月13日(水)・14日(木)	子育て総合支援センター 1階多目的ホール	
	2月21日(木)・22日(金)	中川地区センター 1階多目的ホール	
	2月26日(火)・27日(水)・28日(木) 3月1日(金)	赤坂総合センター 3階ホール	
	3月5日(火)・6日(水)・7日(木)・8日(金)	上石津地域事務所 2階2-1会議室	
	3月13日(水)	情報工房 5階シンクホール	

平成25年度 市・県民税の主な改正点

● 生命保険料控除の見直し

平成22年度の税制改正により、平成25年度以後の市・県民税における生命保険料控除が改正されました。

今回の改正では、従来の一般生命保険料控除（改正前：適用限度額3万5千円）と個人年金保険料控除（改正前：適用限度額3万5千円）に、介護医療保険料控除が新たに設けられ、それぞれの保険料控除の適用限度額が2万8千円に変更されました。

上記の見直しは、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約（新契約）などから適用されます。平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約（旧契約）については、引き続き従来の制度がそのまま適用されます。また、生命保険料控除の合計適用限度額は従来どおり7万円です。

各控除額の計算は右表のとおりです。

▶平成24年1月1日以後に加入した保険の場合(新契約)

年間の支払保険料等	控除額
～ 12,000円	支払保険料等 全額
12,001円 ～ 32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円
32,001円 ～ 56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
56,001円 ～	一律 28,000円

▶平成23年12月31日以前に加入した保険の場合(旧契約)

年間の支払保険料等	控除額
～ 15,000円	支払保険料等 全額
15,001円 ～ 40,000円	支払保険料等×1/2+7,500円
40,001円 ～ 70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円
70,001円 ～	一律 35,000円

▶新契約と旧契約の両方に加入している場合

新契約、旧契約それぞれで控除額を計算しますが、控除額はそれぞれを合計した金額（上限額2万8千円）となります。

- ・医療費控除、寄附金控除、社会保険料控除…領収書や証明書
- ・生命保険料控除、地震保険料控除…保険会社など発行の申告用控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ・勤労学生控除…在学を証明する書類
- ・配偶者特別控除…配偶者の収入がわかるもの

申告書を郵送で 提出する場合は

計算・記入済みの申告書は、郵送でも提出することができます。申告者の住所・氏名・電話番号・生年月日を必ず記入し、押印したうえで下記まで郵送してください。

＜所得税の確定申告書＞

▶郵送先／大垣税務署 (〒503-8556 丸の内2-30)

▶備考／控えに税務署收受日付印が必要な人は、返信用封筒（切手貼付、宛名記入）を同封してください

＜市・県民税申告書＞

▶郵送先／大垣市役所課税課 (〒503-8601 丸の内2-29)

市有地の売り払い

申し込みは
2月20日まで

市は、市内5件の市有地を、公募により売り払います。

＊申込／2月1日～20日に直接、契約課へ（郵送、電話などは不可）
詳しくは、同課（内線332・333）へ。



物件番号	土地の所在	地目	実測面積	公募価格
③	赤坂町字宿ノ町3354番7	宅地	189.65㎡	7,305千円
④	荒尾町字池ノ西61番10	宅地	97.21㎡	2,343千円
⑤	昼飯町字東町田547番5	雑種地	324.69㎡	10,516千円
⑥	草道島町字若宮148番13	宅地	150.99㎡	3,861千円
⑩	墨俣町二ツ木字沼田329番14	宅地	214.73㎡	8,803千円

住所異動の届け出は 正しく速やかに!!

間もなく春の異動シーズン

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、大垣市民であることを証明する大切なものです。これらは、国民健康保険、国民年金、児童手当などの各種行政サービスの基礎ともなっています。

間もなく、就職・転勤・転入学など春の異動シーズンを迎えます。異動した先でも確実に行政サービスが受けられるよう、市外からの転入・市外への転出・市内転居などで住所を移される人は、住民登録に関する届け出を速やかに行ってください。

詳しくは、窓口サービス課（内線444・445）へ。



案内

相続登記無料相談

＊とき・ところ／2月1日～28日 岐阜県司法書士会会員の各事務所(執務時間内)

＊内容／相続に関する不動産の名義変更や遺言、遺産分割協議などについての相談

詳しくは、同会 (☎058-246-1568) へ。

ごみ収集日の変更 2月11日(月・祝)は休みます

2月11日(月)は祝日のため、ごみの収集はありません。

この日が「もえるごみ」「もえないごみ」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、14日(木)に振り替えて収集します。

なお、上石津・墨俣地域は、ごみ収集日カレンダーのとおりです。

詳しくは、クリーンセンター (☎89-4124) へ。

2月14日から利用区域が拡大 下水道で 快適な日常生活を

市は、衛生的で快適な日常生活を送るための重要な生活基盤として、下水道整備を積極的に進めています。

2月14日から、新たに次の区域の各一部で下水道が利用できるようになります。

▷波須2～3丁目 ▷東町3～4丁目 ▷万石3丁目
▷小野1丁目 ▷上面1丁目

これらの区域では、すみやかに生活排水を下水道に接続していただき、トイレも水洗式（下水道に接続したもの）に改造していただくようお願いします。また、し尿処理浄化槽についても、早めの接続をお願いします。

なお、改造工事は、市指定の下水道排水設備指定工事に申し込んでください。

詳しくは、下水道課（内線592・593）へ。



大垣市史

通史編

「自然・原始・近世」



ありし日の船町港（大正時代）

市は、4月に発刊する大垣市史「通史編 自然・原始～近世」と「通史編 近現代」の購入予約の受け付けを開始します。皆さんもこの機会に、「大垣市史」で郷土の歴史に触れてみませんか。

✦内容／大垣市域の自然や、原始から現代に至るまでの歩みを2巻に分けて集約

✦販売開始／4月上旬

✦販売場所／市史編集室、文化振興課、市役所売店、各市民サービスセンター、各地域教育事務所など

✦販売価格／各3,000円

✦予約申込／市史編集室 (☎81-1803、FAX81-1863、e-mail:shishihensan@city.ogaki.lg.jp) へ

詳しくは、販売場所に備え付けのリーフレットをご覧ください。

屋外広告物の設置には ルールがあります

屋外広告物を設置するには設置場所や大きさなどのルールがあり、あらかじめ市の許可を受ける必要があります（一定面積以下の自家広告物を除く）。これは、良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するためです。

屋外広告物を設置する場合は、事前に必ず許可申請を行ってください（許可には手数料が必要です）。また、許可を受けた場合は、該当する屋外広告物に、必ず許可済証（シール）を貼り付けてください。

なお、市は、未申請の屋外広告物の調査・指導を順次行って

います。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、都市計画課（内線669）へ。

【違反広告物の除去】

電柱や信号機、街路灯などに、はり紙などの屋外広告物を取り付けることはできません。また、のぼり旗や看板は道路の上には設置できません（店舗などの敷地内に設置してください）。

市は、違反広告物除却協力団体（違反広告バスターズ）の協力を受けながら、これらの違反広告物を取り除いています。

水洗便所への改造費用など

融資あっせん・利子の全額補給

＊対象工事／市内の下水道供用区域内で、下水道に接続する工事やそれに伴う排水設備工事（新築の場合は該当しません）

＊対象者／市税および公共下水道の受益者負担金などを滞納していない人（法人・団体を除く）

＊融資金額／1戸につき30万～200万円（1万円単位）

＊利率／平成24年度は年2.4％（毎年度変動します）

＊償還方法／元利均等月賦償還（ボーナス返済併用は不可）

＊償還期間／60か月（5年）以内

＊利子補給額／融資利子の全額

＊申込／工事着工前に、下水道課（内線592・593）へ